

新旧対照表

【石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵関第199号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（<u>関税暫定措置法第9条</u>に規定する同法別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限る。）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A)（省略）</p> <p>(B) 蔵出しの数量及び価格</p> <p>（2）-（A）-（口）の方法による。</p> <p>なお、新たに油を移入れし同時蔵置する場合に、既存の油に欠減があれば、その分の関税は直ちに徴収する。ただし、その欠減が僅少な場合は、この調整を便宜次の蔵出しの際に<u>行つても</u>差し支えない。</p> <p>(C)（省略）</p> <p>(4)～(10)（省略）</p>	<p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（<u>関税暫定措置法第8条の9</u>に規定する同法別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)の(1)に該当する農林漁業用重油にあつては同条の規格の範囲内のものに限る。）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A)（同左）</p> <p>(B) 蔵出しの数量及び価格</p> <p>（2）-（A）-（口）の方法による。</p> <p>なお、新たに油を移入れし同時蔵置する場合に、既存の油に欠減があれば、その分の関税は直ちに徴収する。ただし、その欠減が僅少な場合は、この調整を便宜次の蔵出しの際に<u>行つても</u>差し支えない。</p> <p>(C)（同左）</p> <p>(4)～(10)（同左）</p>